

令和 8 年10月から同年12月までに支給事由の生じた

休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる率（通算スライド率）

算定事由発生日の 属する四半期※ 1		通算スライド率 (%)※ 2	算定の基礎となる 四半期※ 3
平成 2 年	第 1 四半期	121.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 2 四半期	111.0000	平成 6 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	平成 6 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	平成 6 年第 4 四半期
平成 3 年	第 1 四半期	110.0000	平成 6 年第 4 四半期
	第 2 四半期	109.8900	令和 7 年第 2 四半期
	第 3 四半期	108.9000	令和 7 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
平成 4 年	第 1 四半期	108.9000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 3 四半期	111.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 8 年第 2 四半期
平成 5 年	第 1 四半期	111.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 6 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 7 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 8 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 9 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	99.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 3 四半期	99.0000	令和 6 年第 4 四半期
	第 4 四半期	99.0000	令和 7 年第 2 四半期
平成 10 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	99.0000	令和 6 年第 4 四半期
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	99.0000	令和 6 年第 4 四半期
平成 11 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 12 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 13 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 14 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 15 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 16 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 17 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 18 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-

算定事由発生日の 属する四半期		通算スライド率 (%)	算定の基礎となる 四半期
平成 19 年	第 1 四半期	110.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	110.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 4 四半期	100	-
平成 20 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
平成 21 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
平成 22 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 2 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 4 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
平成 23 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 4 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
平成 24 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
平成 25 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
平成 26 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
平成 27 年	第 1 四半期	110.0000	令和 6 年第 4 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
平成 28 年	第 1 四半期	111.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
平成 29 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
平成 30 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 2 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 4 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
平成 31 年 令和 6 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 4 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
令和 2 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
令和 3 年	第 1 四半期	110.0000	令和 7 年第 2 四半期
	第 2 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 3 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 7 年第 4 四半期
令和 4 年	第 1 四半期	112.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 2 四半期	111.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 3 四半期	111.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 4 四半期	110.0000	令和 8 年第 2 四半期
令和 5 年	第 1 四半期	111.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	110.0000	令和 8 年第 2 四半期
	第 4 四半期	100	-

算定事由発生日の 属する四半期		通算スライド率 (%)	算定の基礎となる 四半期
令和 6 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
令和 7 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期	100	-
	第 3 四半期	100	-
	第 4 四半期	100	-
令和 8 年	第 1 四半期	100	-
	第 2 四半期		
	第 3 四半期		
	第 4 四半期		

※ 1：算定事由発生日の属する四半期は、現行のスライド制が始まった平成 2 年以降のものを掲載しています。

第 1 四半期は 1 月から 3 月まで、第 2 四半期は 4 月から 6 月まで、第 3 四半期は 7 月から 9 月まで、第 4 四半期は 10 月から 12 月までを意味します。

※ 2：表示された率が「100」のものは、これまでスライド率の改定が生じていないものです。

※ 3：既に 1 度以上±10%を超える変動が生じた四半期について、どの四半期の平均給与額が次回の算定の基礎となるかを示します。